

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡五丁目6301番8地先		4.5	55.9
	922号線	鵜沼松が岡五丁目6301番14地先			
2	辻堂	辻堂太平台二丁目2番17地先		6.0	45.8
	651号線	辻堂太平台二丁目2番59地先			
3	藤沢	藤沢字東横須賀600番23地先		1.8 ～ 2.8	6.6
	757号線	藤沢字東横須賀548番1地先			
4	明治	羽鳥四丁目924番7地先		4.0	19.8
	503号線	羽鳥四丁目924番12地先			
5	六会	石川三丁目19番43地先		5.0	28.3
	884号線	石川三丁目19番37地先			
6	遠藤	遠藤字秋葉原2829番6地先		4.1 ～ 4.2	21.8
	383号線	遠藤字谷ノ上6135番1地先			
7	長後	長後字天神添1315番1地先		4.5	112.3
	910号線	長後字天神添1317番8地先			

8	御所見	用田字南原495番14地先	4.5 ～ 5.0	34.3
	1085号線	用田字南原495番8地先		
9	御所見	用田字南原441番7地先	4.5	30.3
	1086号線	用田字南原441番4地先		

提案理由

鶺沼922号線ほか8路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参 考

### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。